

第3節 民生の安定

本町は、災害により被災した住民に対し、住環境の改善、雇用機会の確保及び義援金品の配分等に必要な措置を講じ、速やかに被災者の生活の安定を図るものとする。

第1 住環境の改善

1 住宅の確保

災害によって住宅に被害を受け、一時的に災害用応急仮設住宅に入居した者が良質の住宅への居住確保のため、公営住宅等への入居が行えるよう協力していくものとする。

2 住宅の補修、建設の融資

災害によって住宅に被害を受けた場合、住宅金融公庫から災害復興住宅の建設資金融資又は補修資金の融資を受けることができる。

第2 雇用機会の確保

災害時における離職者の就職については、大阪府が公共職業安定所を通じて斡旋を図るので、本町域における離職者の把握と職業斡旋の要請を行う。